

重 要 事 項 説 明 書

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

利用者が、介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等ができるよう、介護予防サービス計画の作成等を行います。

(2) 運営方針

- ①利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営む事ができるように配慮します。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④市、地域包括支援センター、高齢者あんしんセンター、居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。

(3) その他

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部を、介護予防支援業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者に委託をすることがあります。

2 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供する事業者の概要

事業者名称	高齢者あんしんセンター高風園
所在地	〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2412
事業者指定番号	1000200111
管理者名	岸 宏武
連絡先	電話 027-325-3578
開設日時	月曜から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始

3 事業所の職員体制 (2025年4月1日現在)

職 種	人員数
管理者	1名(再掲)
介護支援専門員等	1名
社会福祉士等	1名
保健師等	1名

4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容

- ①介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント業務
- ②介護予防サービス事業者との連絡調整
- ③介護予防サービスの実施状況把握、評価
- ④利用者状況の把握
- ⑤給付管理
- ⑥認定申請に対する協力、援助
- ⑦相談業務

5 利用者に対する複数事業所等の説明

- ①利用者は、ケアプランの作成にあたって、事業者に対して複数のサービス事業者の紹介を求めることができます。
- ②利用者は、ケアプランの作成にあたって、事業者に対してサービス事業者の選定理由を求めることができます。

6 利用料金

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは、介護保険適用となる場合には、自己負担はありません。(全額、介護保険で負担します。ただし、介護保険料に滞納等があると、個人負担となる場合があります)

7 事故発生時の対応

当事業所は、指定介護予防支援の提供に当たり事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族等への連絡を行います。また、事故にあわれた方の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を講じます。

さらに、万一賠償するような事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに対応します。

8 秘密の保持

当事業者は、業務上知り得た利用者やご家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。

ただし、指定介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合には、事前に同意を得た上で個人情報を使用させていただきます。

9 虐待への対応

当事業者は虐待の発生またはその再発を防止する為に必要な措置を講じ、虐待又は虐待が疑われる事例を把握した場合には、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認するなどし、市に情報提供するとともに相互に連携し、適切な対応をとります。

10 苦情処理の体制

- (1) 当事業所を利用され、職員の対応や業務内容、各種サービス事業者への苦情等がありましたら、当事業所に相談窓口がありますのでご利用ください。

苦情相談窓口	高齢者あんしんセンター高風園 管理者：岸 宏武 電話 027-325-3578 ファックス 027-322-7493
--------	---

- (2) 行政機関その他の苦情受け付け機関は次のとおりです。

高崎市長寿社会課	電 話 027-321-1319
高崎市介護保険課	電 話 027-321-1250
群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課（苦情専用）	所在地 前橋市元総社町335-8 電 話 027-290-1323

11 法人の概要

法人名	社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団
代表者名	理事長 武藤 幸夫
所在地	〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12
電話番号	027-255-6270

同 意 書

私は、文書により重要事項説明書の内容の説明を受け、同意し交付を受けました。

また、介護予防支援の実施にあたり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート、総合事業対象者に係る基本チェックリスト及びアセスメントシート等の個人に関する記録を、本事業の実施に必要な範囲で、居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、介護保険施設、主治医その他関係する者に提示または提供すること及び関係する者から収集することに同意します。これは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部を、指定居宅介護支援事業者に委託した場合にも同様です。

年 月 日

説明者 高齢者あんしんセンター高風園

利用者	住 所	〒
	氏 名	(印)

利用者の 家族等	住 所	〒
	氏 名	(利用者との続柄)